

## 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく 社会福祉法人ライフケア赤井江 行動計画

当法人は、女性労働者のみならず、すべての労働者が仕事と子育ての調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1.計画期間 令和7年12月1日 ～ 令和10年11月30日 まで（5年間）

目標1： 女性の管理職及びリーダー格の占める割合を半数以上にする

【女性活躍】

### 【取組内容】

- R7.12.1 ～ 管理職、リーダー養成等の外部セミナーへの参加促進と、管理職、リーダー養成等のための内部研修を実施する  
職員に対し、キャリアアップ（管理職の希望等）について意向調査を実施する
- R8.1.1 ～ 意向調査の結果、内容について分析する
- R8.3.1 ～ 職員各々のキャリアプランについて、必要に応じ面談等を行う

目標2： 育児休業の取得率を、男性職員50%以上、女性職員100%を目指す

【次世代・女性活躍】

### 【取組内容】

- R7.12.1 ～ 育児・介護休業に関する諸制度の周知徹底を図る  
制度利用を理由としたハラスメント防止のための研修を実施する
- R8.4.1 ～ 管理職を対象に、育児休業取得を積極的に支援するための研修を行う  
育児休業対象者への取得奨励を行う

目標3： 特定職種における時間外労働を月平均10時間以内とする

【次世代・女性活躍】

### 【取組内容】

- R7.12.1 ～ 労務時間の適切な把握と管理を徹底する
- R8.4.1 ～ 管理職を対象とした労務管理・意識改革研修を実施する  
働き方改革の必要性を周知、啓発する